

平成二十七年九月二十五日受領
答 弁 第 四 二 八 号

内閣衆質一八九第四二八号

平成二十七年九月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省における沖縄大使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省における沖縄大使に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「待命」とは、在外公館の長たる特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）その他在外公館に勤務する大使及び公使が、その在外公館に勤務することを免ぜられたときに、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまでの間、大使又は公使の職にあるまま、一時的に在外公館における具体的職務を担当しない状態にあることを指す。

二について

お尋ねの「臨時」とは、一般に、一時的であることをいうものと承知している。なお、法令においては、様々な語を組み合わせて条文とすることにより、規範としての一定の意味内容を表しているところ、そこで用いられる個々の語については、その意味が日本語として一般に理解されるものである限り、その一つ一つについて定義をして用いているものではない。

三及び五について

沖縄担当大使は、沖縄県からの要望等を踏まえ、平成九年二月から任命されているものであり、沖縄に

駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）に関わる事項等についての沖縄県民の意見及び要望を聴取し、これを外務省本省に伝えるとともに、必要に応じ、米軍等との連絡・調整を行う等の業務に従事しているところである。

四について

歴代の沖縄担当大使について①氏名、②任命年月日及び③在任期間をお示しすると、次のとおりである。

- | | | |
|-------|--------------|----------------------------|
| ①原島秀毅 | ②平成九年二月十四日 | ③平成九年二月十四日から平成十一年五月十一日まで |
| ①野村一成 | ②平成十一年五月十一日 | ③平成十一年五月十一日から平成十三年二月二十三日まで |
| ①橋本宏 | ②平成十三年二月二十三日 | ③平成十三年二月二十三日から平成十五年一月十七日まで |
| ①沼田貞昭 | ②平成十五年一月十七日 | ③平成十五年一月十七日から平成十六年十二月七日まで |
| ①宮本雄二 | ②平成十六年十二月七日 | ③平成十六年十二月七日から平成十八年三月三日まで |
| ①重家俊範 | ②平成十八年三月三日 | ③平成十八年三月三日から平成十九年八月二十四日まで |
| ①今井正 | ②平成十九年九月十一日 | ③平成十九年九月十一日から平成二十一年六月九日まで |
| ①樽井澄夫 | ②平成二十一年六月九日 | ③平成二十一年六月九日から平成二十三年十月十一日まで |

- ①竹内春久
- ②平成二十三年十月十一日
- ③平成二十三年十月十一日から平成二十五年八月三十日まで
- ①高田稔久
- ②平成二十五年八月三十日
- ③平成二十五年八月三十日から平成二十七年五月十二日まで
- ①水上正史
- ②平成二十七年五月十二日
- ③平成二十七年五月十二日から在任中

六について

水上沖繩担当大使は、普天間飛行場の移設に関し、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画（以下「本件計画」という。）について、様々な立場からの意見を聴取しており、本件計画は迅速に推進すべきものであるとの意見、本件計画に反対する意見等の様々な見解があつたところである。

七について

水上沖繩担当大使は、外務省本省局長及び大使として外国政府関係者との連絡・調整を行う等の業務を行ってきた経験及び知見をいかし、普天間飛行場の移設に関し、本件計画について、三及び五について述べた業務を遂行している。